

令和2年度事業報告

令和2年度の基本方針に基づき、以下のとおりの活動を実施して参りました。

I. 嘱託登記等受託事業

令和2年度は、所有者不明土地特措法による長期相続登記等未了土地解消業務については、落札することができませんでしたが、例年受託している嘱託登記業務及び権利調査業務につき例年より多く受託することができ、充実した年度となりました。

【入札案件】

(1) 地上権設定、抹消、変更登記申請等業務

東京都下水道局より、地上権設定および変更にかかる嘱託登記業務を落札・受託し、当該事業受託による登記申請件数は、前提となる氏名・住所変更登記とあわせて50件となりました。

【市区町村等からの受託事業】

府中地区においては、府中市及び府中市土地開発公社より継続的に受託している狭あい道路の拡幅、法定外公共物関連、公共用地取得に関する嘱託登記業務を受託し、令和2年度の当該事業受託による登記申請件数は、50件となりました。

調布地区においては、調布市より継続的に受託している狭あい道路の拡幅に関する嘱託登記業務を受託し、令和2年度の当該事業受託による登記申請件数は、88件となりました。

練馬地区においては、練馬区より継続的に受託している嘱託登記業務および権利調査業務を受託し、令和2年度の当該事業受託による登記申請件数および権利調査件数は、7件となりました。

空き家問題に関連して、品川地区、板橋地区、田無地区において、品川区より13件、板橋区より2件の権利調査業務を受託し、東村山市より権利調査業務および裁判所提出書類作成等業務計5件を受託しました。

島しょ地区においては、御蔵島村より所有権移転登記業務を受託し、当該事業受託による登記申請件数は、6件となりました。

港区においては、港区より継続的に受託している敷地権切取りに係る相談

業務を受託しました。

西多摩地区においては、青梅市より所有権移転登記業務を受託し、当該事業受託による登記申請件数は、2件となりました。

その他、東京都三宅支庁、東京都八丈支庁、杉並区および八王子市より、それぞれ権利調査業務各1件を受託しました。

【東京都住宅供給公社等からの受託事業】

東京都住宅供給公社関連では、東京都住宅供給公社所有建物の抵当権抹消登記あるいは民間借り上げ住宅の賃借権抹消登記等の嘱託登記を主に受託しました。令和2年度は、千代田地区、多摩地区、新宿地区、町田地区、渋谷地区、城北地区において、所有権保存登記1件、抵当権抹消登記5件、賃借権抹消登記6件を受託受任しました。

【その他官公署からの受託案件】

東京公立大学法人より、多摩地区、江戸川地区において、名称・住所変更登記業務を受託し、当該事業受託による登記申請件数は、12件となりました。

II. 地域防災・災害復興支援事業

当協会は専門家の正会員団体等で構成される「災害復興まちづくり支援機構」に継続して参加しました。災害復興まちづくり支援機構の活動は、東日本大震災対応として、本年度も継続して大船渡市末崎町碁石地区等への支援活動を行いました。

また、首都直下型地震・近年の風水害等に備えるため、令和2年7月には東京都と共催でシンポジウムの開催を予定していましたが新型コロナウイルス感染症対策のため中止となりました。

当協会は、平成22年3月26日以来、東京都内において地震、風水害その他災害により被害が発生した場合、東京都と協力し、復興まちづくりを円滑に行い、被災住民の生活の早期安定を図るために「復興まちづくり支援に関する協定」を締結しております。

地域防災対策としては、当協会のある新宿区四谷本塩町では、本塩町地域防災コミュニティ強化会議（事務局：東京司法書士会）を設置し、発災時に備え、地域連携の防災対策を行っています。令和3年3月には本塩町町内会内事業所で締結している災害時相互援助協定に基づき行われた地域連携による震災訓練を含む本塩町地域防災コミュニティ防災訓練会議等が当協会も参加して行われる予定でしたが、これも新型コロナウイルス感染症の影響で延期となりました。

Ⅲ. 公共嘱託登記及びその他の関連する知識の普及啓発事業

○相続及び遺言に関する公開市民講座及び相談会の開催

公開市民講座は、公共事業推進の妨げとなっている相続登記未了の不動産が、相続・遺言の知識の普及によって少しでも減少することを目的とした活動です。一般の市民を対象に、当協会から講師を派遣して相続・遺言についての法律知識をわかりやすく講義するもので、地区幹事が中心となって下記のとおり講座の開催をすることができました。参加者から感謝の言葉もいただき、司法書士制度の広報に寄与できていれば幸いです。

令和2年度は、下記のとおり実施致しました。

①令和2年10月10日開催 場所 葛飾区亀有地区センター

葛飾区及び東京司法書士会城北支部と共催し、「司法書士が教える相続の知識」と題してかつしか区民大学の2回連続の講座の1回目の講義として開催されました。当日は台風襲来の予報もあるなか、30名の皆様にご参加いただきました。

②令和2年10月31日開催 場所 葛飾区亀有地区センター

かつしか区民大学講座の2回目の講義として開催されました。前回の講義の質問に答える質疑応答と個別相談会が実施されました。質疑応答の講義には、30名が参加され、個別相談会では、18名の皆様にご参加いただきました。

③令和3年2月13日開催 場所 葛飾区新小岩地区センター

葛飾区及び東京司法書士会城北支部と共催し、「司法書士が教える相続の知識」と題してかつしか区民大学の2回連続の講座の1回目の講義として開催されました。緊急事態宣言下で開催も危ぶまれましたが、葛飾区と協力して開催することができました。天候にも恵まれ、28名の皆様にご参加いただきました。

④令和3年3月6日開催 場所 葛飾区新小岩地区センター

かつしか区民大学講座の2回目の講義として開催されました。前回の講義の質問に答える質疑応答と個別相談会が実施されました。質疑応答の講義には、28名が参加され、個別相談会では、21名の皆様にご参加いただきました。

○公開セミナー（研修会）の開催

例年開催している公開セミナー（研修会）は新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し開催しませんでした。

○ホームページの充実

当協会ホームページ「担保権者の行方は？」のコーナーでは、金融機関名を入力して、現在の金融機関名が検索できるデータベースのデータ拡充を行いました。金融機関の変遷過程は時の経過とともに重要性が増す公益に資する情報として広く一般に公開しています。

当協会ホームページ「協会の概要」のコーナーでは、地区ごとの社員名簿（氏名、事務所の郵便番号及び住所記載）をPDFで公開しています。社員の変動のあった地区ごとに適宜更新を行いました。

当協会ホームページ「公開市民講座等」のコーナーでは、当協会で開催した出前講座等の報告を行いました。

当協会ホームページ「ハロ・ハロ・ガーデン」のコーナーでは、当協会の広報誌、ハロ・ハロ・ガーデンのバックナンバーおよび、広報用チラシをハロ・ハロ・ガーデンの号外としてPDFで閲覧できるようにしています。

○ハロ・ハロ・ガーデンの発行

令和2年度は「ハロ・ハロ・ガーデン」第135号を12月に発行しました。

例年、7月と12月の年2回の発行を継続してきましたが、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により政府発出の緊急事態宣言時期と発行準備時期が重なり7月発行分については発行を取りやめる判断となりました。令和2年度は12月のみの年1回の発行となりましたが、当協会の広報誌として東京司法書士会の会員の皆様に当協会をより身近に感じていただくとともに業務についても役立てるよう充実した内容を目指しました。

令和2年12月発行第135号の内容は以下のとおりです。

1. 登記リスペクト

旧民法下の家督相続について、当協会が携わった「長期相続登記等未了土地解消作業」において実際に存在した事例に基づき、当協会の大西誠常任理事に執筆していただきました。

2. 新任理事挨拶

令和2年度新任理事の古賀尊子理事、清家鉄平理事、宮本普雄理事に、当協会理事就任の抱負について執筆していただき、社員の皆様に新任理事紹介の機会としました。

3. 法務局周辺探訪

広報委員の皆さんに、当協会事務局のある東京司法書士会館の近く、新宿区四ツ谷にある焼肉の名店「龍月園」店を取材していただき、杉並地区の伊坂重郎さんに執筆していただきました。

4. 新入社員紹介

新入社員として、新宿地区緒方宏さんと世田谷地区山口綾乃さんをそれぞれ紹介しました。

令和3年度は、より内容の充実したハロ・ハロ・ガーデンを2回発行する予定にしています。

IV. 会務運営の円滑化事業

(1) 協会の社員動向

令和3年3月31日現在の社員は、個人社員350名、法人社員31法人です。（令和2年4月1日から個人社員については、22名減、17名増、法人社員については、1法人減、2法人増）

例年、社員加入促進のため東京司法書士会の新入会員入会式に理事が出席し、当協会のアピールを行っていましたが、本年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から入会式が行われなかったため、当協会のパンフレット等を新入会員に対し送付しました。また、当協会の社員名簿（氏名、事務所）をホームページで公開しています。

(2) 事務局の執務改善

原則として、理事は週2回交替して事務局で執務を行い、日常業務を把握するとともに、事務局の業務の効率化に努めました。

なお、緊急事態宣言の発令下においては、理事の事務局での作業日を減らすとともに、事務局の閉鎖や事務局職員の交代勤務・時短勤務を実施し、新型コロナウイルスへの感染防止に努めました。

また、長期相続登記等未了土地解消作業の繁忙期においては、事務局に専門の司法書士を配置し、理事の作業日を増やすなど事務局の負担軽減を図りました。

(3) 関連団体との連携

例年行われている国会議員、都議会・市区町村議会議員など多数の来賓を招いた司法書士五団体による新年賀詞交歓会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から中止となりました。

また、毎年、年に1～数回程度実施している東京司法書士会との協議会は、新型コロナウイルスの影響もあり開催することができませんでしたが、令和3年2月3日に東京司法書士六団体協議会が開催され各団体と意見交換を行いました。

(4) 地区幹事会の開催

毎年2回、3月頃と8月頃に地区幹事会を開催しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から本年度8月の地区幹事会は中止といたしました。

令和3年3月10日には、ZOOMを利用した形式で地区幹事会を開催しました。この地区幹事会では、これまで市民公開講座で何度も講師をしていただいている文京地区の五本木隆行社員に、市民公開講座の開催に当たり留意すべきポイント等について講義をしていただきました。また、執行部から日常の活動や現在受託している長期相続登記等未了土地解消作業について、その概要や現状について報告をするとともに意見交換を行いました。